

倫理委員会における審査に 係る標準業務手順書

近畿大学奈良病院

令和6年6月20日 第1.0版

令和6年8月21日 第2.0版

目 次

第 1 章 倫理委員会	2
第1条 目的と適用範囲	
第2条 医学部倫理委員会の役割・責務	
第3条 医学部倫理委員会の設置及び構成	
第4条 医学部倫理委員会の業務	
第5条 医学部倫理委員会の運営	
第 2 章 倫理委員会の設置者	7
第6条 倫理委員会設置者の業務	
第 3 章 倫理委員会事務局	7
第7条 倫理委員会事務局	
第 4 章 記録の保存	8
第8条 記録の保存	
第 5 章 守秘義務	8
第9条 秘密の保持	
第 6 章 その他の事項	9
第10条 手順書の改廃	

附 則

第1章 倫理委員会

（目的と適用範囲）

第1条 本手順書は、ヘルシンキ宣言の倫理的原則に則り、以下の各号に定める指針（以下「指針」という。）に基づき、近畿大学奈良病院（以下「奈良病院」という。）で行われる人間を対象とした医学の研究及び医療行為が、科学的合理性及び倫理的配慮のもと行われることを目的として、近畿大学奈良病院倫理委員会（以下「委員会」という。）審査における運営に関する手順を定めるものである。

（1）人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

（2）遺伝子治療等臨床研究に関する指針

2 本手順書は、前項各号が掲げる研究（以下「研究」という。）に適用する。

なお、症例報告は研究の対象外であるが、奈良病院においては診療情報を用いた症例報告や観察研究の口頭発表、講演・勉強会などで診療情報が含まれる場合、それらを雑誌や書籍へ投稿する場合は委員会での審査を必要とする。

（委員会の役割・責務）

第2条 委員会は、研究責任者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、指針等に基づき、科学的観点及び倫理的・社会的観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に倫理審査（以下「審査」という）を行い、文書により意見を述べなければならない。

2 委員会は、前項の規定により審査を行った研究について、科学的観点及び倫理的・社会的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

3 委員会は、前項の規定により審査を行った研究のうち、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

4 委員会は、指針に基づき実施される多機関共同研究について、研究責任者から複数の研究機関の一括した倫理審査を求められた場合、当該一括審査を行わなければならない。

5 委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

6 委員会の委員及びその事務に従事する者は、第1項の規定により審査を行った研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性又は公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに病院長に報告しなければならない。

7 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、科学的観点及び倫理的・社会的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、年に1回程度、継続して教育・研修を受けなければならない。

(委員会の設置及び構成)

第3条 委員会は、科学的観点及び倫理的・社会的観点から公正かつ中立的な審査を行えるように構成されなければならない。指針等の構成要件を満たさなければならない。

2 委員会は、指針等に基づいて、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、委員は両性で構成され、奈良病院に所属しない者を2名以上含むこととする。なお、委員は、病院長が委嘱する。

(1) 医学系の教員 2名以上

(2) 経営管理部・看護部・薬剤部の職員 2名以上

(3) 奈良病院に所属しない人文・社会科学の学識経験者 1名以上

(4) 奈良病院と利害関係を有せず一般の立場から意見を述べることができる委員 1名以上

3 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。ただし、当該委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことはできる。

4 病院長は、委員会の審議及び意見の決定に参加してはならない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。

5 委員会は、審査の対象、内容等必要に応じて第11項に定める専門委員を討議に加え、意見を述べさせることができる。ただし、審査の判定に加えることはできない。

6 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。

7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は病院長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

8 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

9 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

10 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 委員長は専門の事項を検討するため、第2項に掲げる委員とは別に、当該専門の者3名以内を専門委員に委嘱することができる。

12 委員会に専門の事項を調査するため、調査委員会を置くことができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、その責務遂行のために、審査対象として最新の文書等（（例）研究計画書、説明文書、研究責任者、研究分担者等の変更、利益相反に関する資料等）を研究責任者から入手しなければならない。

2 委員会は、次の事項について調査審議し、記録を作成する。

(1) 研究を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項

① 医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置をとることができる等、当該研究を適切に実施できること。

② 研究の目的、計画及び実施が妥当なものであること。

- ③ 研究対象者の同意を得るに際しての説明文書及び同意書の内容が適切であること。同意書の記録の内容が、研究対象者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が適切な表現で記載されているか否かについて審議する。なお、研究対象者の人権、安全及び福祉を保護するうえで追加の情報が意味のある寄与をすると判断した場合には、説明文書に求められる事項以上の情報を研究対象者に提供するように要求することができる。
- ④ 研究対象者の同意を得る方法が適切であること。特に非治療的な研究又は緊急状況下における救命的研究が計画されている場合は、提出された研究計画書その他の文書が、倫理的問題に適切な配慮をしていることを確認しなければならない。
- ⑤ 同意取得を行わない（行えない）場合の方法
- ⑥ 研究対象者の健康被害に対する補償の内容が適切であること。研究に関連して研究対象者に健康被害が生じた場合には、医療機関又は研究責任者（研究分担者も含む。）の過失によるものであるか否かを問わず研究対象者の損失が補償されるか否かを審議する。
- ⑦ 予定される研究費用が適切であること。研究責任者が確保する研究費用について、起こり得る利害の衝突、研究者等の関連組織との関わり等が適正であるか否かを確認しなければならない。
- ⑧ 研究対象者への支払いがある場合又は研究対象者に費用負担がある場合は、その内容・方法が適切であること。研究対象者に対する支払いがある場合には、その支払方法、支払金額、支払時期等の情報が、説明文書に記述されていることを確認しなければならない。日常診療下にて実施する研究の場合は、研究対象者の自己負担分及び研究費にて負担する部分が適切であること並びにそれらが説明文書に記載されていることを確認しなければならない
- ⑨ 研究対象者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること。

(2) 研究の実施中又は終了時に行う調査・審査事項

- ① 研究対象者の同意が適切に得られていること。
- ② 次に掲げる研究計画書の変更の妥当性を調査・審査すること。
 - ア 研究対象者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った研究計画書からの逸脱又は変更
 - イ 研究対象者に対する侵襲を増大させ、又は研究の実施に重大な影響を及ぼすあらゆる変更
- ③ 研究を実施中に実施医療機関で発生した重篤な有害事象について検討し、当該研究の継続の可否を審査すること。
- ④ 研究対象者の安全又は当該研究の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該研究の継続の可否について審査すること。この場合、委員長は副作用情報等に関する報告書に対する研究責任者の見解を提出させることとする。
- ⑤ 研究の実施状況について1年に1回以上審査すること。
- ⑥ 研究の終了、の中止又は中断を確認すること。

- 3 委員会は、研究責任者に対して、当該委員会が研究の実施を承認し、これに基づく病院長の指示及び決定が文書で通知されるまで、研究対象者を研究に参加させないように求めるものとする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、両性で構成され、第3条第2項に定める委員のうち、第3号又は第4号の委員2名以上を含む5名以上の委員の出席がなければ開催することはできない。

- 2 委員会は、実施中の各研究について、研究対象者に対する侵襲の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で研究が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。なお、必要に応じて、研究の実施状況について調査し、必要な場合には、病院長に意見を文書で通知するものとする。

- 3 委員会は、指針等が示す要件を満たす構成においてのみ、その意思を決定できるものとする。

- 4 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、審議を尽くしても意見がとりまとまらない場合に限り、出席委員の3分の2以上の合意をもって判定することができる。

- 5 判定は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 承認
- (2) 変更の勧告
- (3) 不承認
- (4) 非該当

- 6 研究責任者は、委員会の審査結果について異議がある場合には、再審査を請求することができる。

- 7 委員会は、審議及び判定に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む。）に関する記録及び会議の記録を作成し保存するものとする。なお、当該委員会が必要と認めた場合は、委員名簿及び会議の記録の概要を公表することができる。

- 8 委員会の委員長は、審議終了後速やかに研究責任者に審査結果通知書により報告する。

- 9 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査において、「迅速審査相当」に該当するか否かにつき、委員会への審査申請前に問題点を検討・指摘する臨床研究事前審査委員会に対して意見を求めることができる。

- ① 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- ② 研究計画書の軽微な変更（研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しない変更）に関する審査
- ③ 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- ④ 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- ⑤ 症例報告

- 10 委員会は、研究対象者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむをえない理由で、委員会の決定が必要な場合において緊急審査を開催する。緊急審査は、委員会の委員長が行う。なお、委員長が当該緊急審査の対象となる研究の関係者である場合は、他の委員を指名して代行させる。判定は、第9項に従って病院長に報告する。
- 11 病院長及び委員会は、研究の適否の判断の前提となる特定の専門的事項について他の倫理委員会の意見を聴くことが必要であると判断する場合に当たっては、当該倫理委員会に審査の依頼をすることができる。
- 12 委員会の委員は、自らが実施する研究について、その審査に関与してはならない。

第2章 委員会の設置者

(委員会設置者の業務)

- 第6条 病院長は、委員会の設置者として、組織及び運営を適切に行うため本手順書を定め、委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を行わせる。
- 2 病院長は、委員会が審査を行った研究に関する審査資料を、当該研究の終了について報告される日までの期間（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間）適切に保管する。
 - 3 病院長は、委員会の運営を開始するに当たって、奈良病院倫理委員会に係る規程等及び委員名簿を、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従い奈良病院内HPにて公表する。また、病院長は、年1回以上、委員会の開催状況及び審査の概要について、同システムにおいて公表する。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として当該奈良病院倫理委員会が等判断したものについては、この限りでない。
 - 4 病院長は、委員会の委員及びその事務に従事する者が審査及び関連する業務に関する教育・研修を受けることを確保するため、必要な措置を講じる。
 - 5 病院長は、委員会の組織及び運営がこの指針に適合していることについて、厚生労働大臣等が実施する調査に協力する。

第3章 委員会事務局

(委員会事務局)

第7条 病院長は、近畿大学奈良病院経営管理部に事務局を設けるものとする。

- 2 委員会事務局は、次の者で構成する。
 - (1) 事務局長：総務課課長
 - (2) 事務局員：別に定める
- 3 委員会事務局は、委員会の委員長の指示により次の業務を行うものとする。
 - (1) 委員会の開催準備（各委員への開催通知の作成も含む。）

- (2) 委員会の委員の名簿の作成及び公表
- (3) 委員会の会議等の記録(審議及び判定に参加した委員の名簿も含む。)の作成及び公表
- (4) 審査結果通知書の作成及び病院長への提出
- (5) 委員会の議事録(議事要旨)の作成
- (6) 記録の保存－委員会で審査の対象としたあらゆる資料、議事要旨その他委員会が作成する資料等の保存
- (7) その他委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第4章 記録の保存

(記録の保存)

第8条 委員会における記録の保存責任者は、前条第2項第1号に定める事務局長とする。

2 委員会において保存する文書は以下のものとする。

- (1) 本手順書
- (2) 委員名簿（各委員の資格を含む。）
- (3) 調査審議された資料等
- (4) 議事要旨（審査及び判定に参加した委員名簿、会議の記録及びその概要を含む。）
- (5) その他必要と認めたもの

3 審査資料にあたっては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間、適切に保管する。

第5章 守秘義務

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員及び委員会事務局員は、正当な理由なく職務上知り得た研究対象者に関する情報を漏えいしてはならない。また、これらの職にあった者についても同様とする。

第6章 その他の事項

(手順書の改廃)

第10条 本手順書の改廃は、委員会の議を経なければならない。

附則

この手順書は、令和6年6月20日から施行する

この手順書の改正は、令和6年8月21日から施行する